

平成23年12月

教育警察常任委員会資料

所管事項報告

- 「『みえ県民力ビジョン・行動計画（仮称）（中間案）』に関する意見」への回答について 【資料1】 ----- 1頁
- みえ県民力ビジョン行動計画（仮称）〈最終案〉について
施策131 犯罪に強いまちづくり（警察本部主担当）【資料2】 ----- 2頁
- 街頭犯罪等及び振り込め詐欺抑止対策の推進状況について
【資料3】 ----- 4頁
- 犯罪情勢について 【資料4】 ----- 5頁
- 暴力団排除条例に関する県民アンケートの実施結果について
【資料5】 ----- 7頁
- 交通事故情勢と自転車の交通安全対策について 【資料6】 ----- 9頁

三重県警察本部

「みえ県民カビジョン・行動計画(仮称)(中間案)」に対する意見

教育警察常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
122	犯罪対策の推進	警察本部	暴力団対策について、平成23年4月に施行された三重県暴力団排除条例の活用についても取組の方向性に含めるべきではないか。	暴力団対策に関し、「暴力団排除条例を活用するなど総合的な対策を推進する」旨を取組方向に掲げました。

施策131 犯罪に強いまちづくり

主担当部局：警察本部

県民の皆さんとめざす姿

地域社会における絆と人びとの高い規範意識が相まって、犯罪の起きにくい社会が構築されています。また、社会全体で犯罪被害者等に対する支援が行われています。

現状と課題

- これまで地域の安全を確保するため、犯罪の検挙と抑止に取り組んできた結果、県内の刑法犯認知件数は、平成14(2002)年をピークに減少傾向にあるものの、県民に強い不安を与える凶悪犯罪・侵入犯罪、県民の身近で発生する街頭犯罪、暴力団等による組織犯罪等は、依然として後を絶たず、県民の皆さんの不安を解消するには至っておりません。
- このような現状において、刑法犯認知件数の減少傾向を定着させ、県民の皆さんが「安全・安心」を実感できる地域社会を実現するため、自主防犯活動に対する支援等地域と一体となった犯罪抑止活動や凶悪犯罪、街頭犯罪等に対する検挙活動を一層推進する必要があります。

変革の視点

これまでの自主防犯活動に対する支援に加え、新たに次代を担う若者の自主防犯活動等への参画を促進するなど、その裾野を拡大し、地域における絆を再構築するとともに、規範意識の向上を図り、犯罪に強いまちづくりを推進します。

取組方向

- 犯罪に強いまちづくりを推進するため、犯罪の被害に遭いにくい生活環境の確保、子どもや女性の安全の確保、自主防犯活動団体のさらなる活性化などに取り組みます。
- 犯罪の徹底検挙と抑止のため、初動捜査活動の強化、科学捜査活動の高度化などを図るほか、各種法令による指導・警告等の活動を推進します。
- 暴力団等による組織犯罪に対処するため、暴力団排除条例を活用した社会全体での暴力団排除に取り組むほか、違法行為の取締り、薬物・銃器の根絶など、総合的な対策を推進します。
- 社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を醸成するため、「命の大切さを学ぶ教室」を開催するほか、幅広く広報・啓発活動を実施します。
- 警察活動を支える基盤を強化するため、交番・駐在所等の施設や各種捜査支援システムなどの整備を図ります。

平成27年度末での到達目標

県民に強い不安を与える凶悪犯罪や県民の身近で発生する街頭犯罪等が、地域と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動等により減少しています。また、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運が高まっています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
刑法犯認知件数	23,425件 (22年)	21,000件以下	刑法犯(道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上(重)過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く)について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数

主な取組内容（基本事業）

13101 みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進

（主担当：警察本部生活安全部）

警察、自治体、地域住民、ボランティア団体などが連携した犯罪抑止活動等により、県民の身近で発生する犯罪を減少させます。

13102 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化

（主担当：警察本部刑事部）

検挙その他の各種対策の強化により、県民が強い不安を感じる凶悪犯罪・侵入犯罪をはじめとする各種犯罪を減少させます。

13103 組織犯罪対策の推進（主担当：警察本部刑事部）

検挙その他の各種対策の強化により、暴力団等の組織を背景に敢行される犯罪を減少させます。

13104 犯罪被害者等支援対策の充実（主担当：警察本部警務部）

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族・遺族等を社会全体で支援する機運を高めます。

13105 県民の安全を守る活動基盤の整備（主担当：警察本部警務部）

交番・駐在所等の活動拠点や各種捜査支援システムなど、警察活動を支える基盤の整備を図ります。

県の活動指標

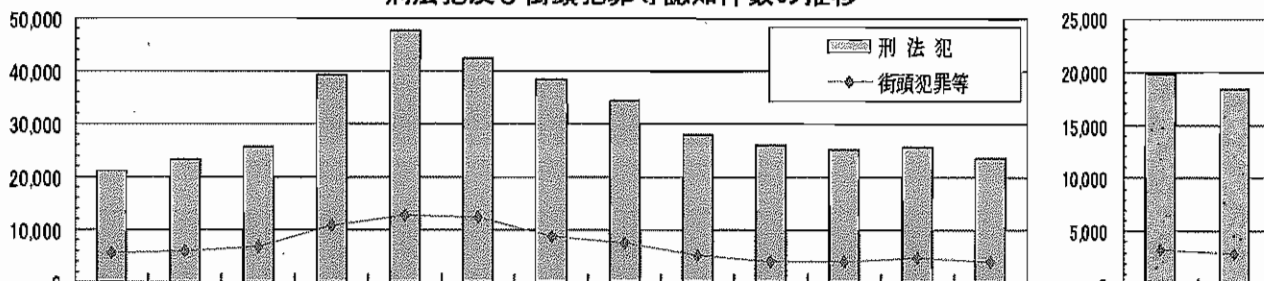
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
街頭犯罪等の認知件数	3,824 件 (22 年)	3,200 件以下	街頭犯罪等（空き巣、忍込み、自動車盗、車上狙い、ひったくり、路上強盗、強姦、強制わいせつ、略取誘拐）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数
凶悪犯の検挙率	80.7% (22 年)	80.0%	凶悪犯（殺人、強盗、放火、強姦）について、1年間に認知した件数に対する検挙した件数の割合
主な侵入犯罪の検挙人員	183 人 (22 年)	210 人	主な侵入犯罪（侵入強盗、侵入窃盗、住居侵入）について、1年間に検挙した人数
暴力団検挙人員	268 人 (22 年)	280 人	暴力団構成員等を1年間に検挙した人数
犯罪被害者等支援の理解者数	1,726 人 (22 年度)	3,500 人	「命の大切さを学ぶ教室」の受講者（中学生・高校生・大学生）に対するアンケート調査において、犯罪被害者等に対する支援の重要性について理解を深めた旨回答した人数
交番・駐在所施設の充実度	36.3% (22 年度)	42.8%	交番・駐在所のうち、相談室および来訪者用トイレが設置された施設の占める割合

街頭犯罪等及び振り込め詐欺抑止対策の推進状況

1 街頭犯罪等

(1) 認知件数

刑法犯及び街頭犯罪等認知件数の推移



	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
刑法犯	21,065	23,049	25,662	39,246	47,600	42,587	38,455	34,457	28,103	25,964	25,348	25,540	23,425
街頭犯罪等	5,406	6,172	6,651	10,623	12,760	12,583	8,768	7,745	5,301	4,171	4,178	4,620	3,824

	H22.10	H23.10
刑法犯	19,789	18,477
街頭犯罪等	3,272	2,861

※ 街頭犯罪等…空き巣、忍込み、自動車盗、車上狙い、ひったくり、路上強盗、強姦、強制わいせつ、略取誘拐

- 平成22年中の刑法犯認知件数は23,425件（前年比-2,115件）、街頭犯罪等認知件数は3,824件（前年比-796件）
- 平成23年10月末現在の刑法犯認知件数は18,477件（前年同期比-1,312件）、街頭犯罪等認知件数は2,861件（前年同期比-411件）

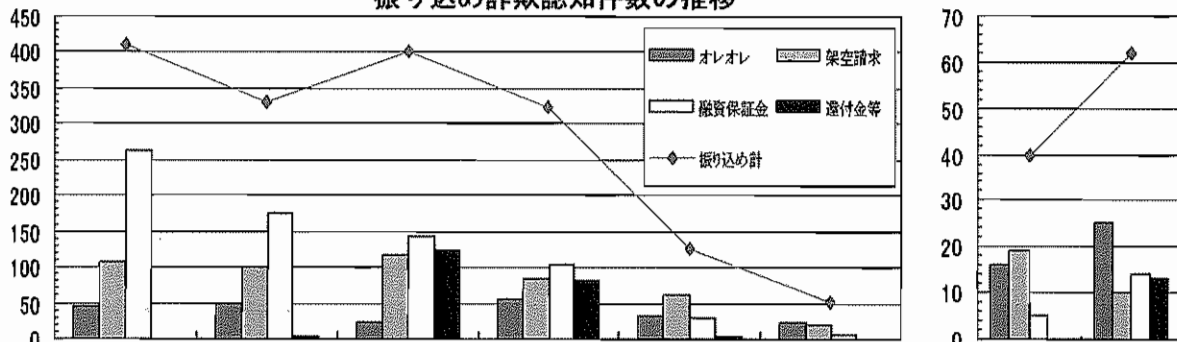
(2) 対策

- 自主防犯活動団体への支援の推進
- 自転車盗など総量抑制対策の推進
- 子どもや女性を犯罪被害から守る対策の推進
- 関係機関・団体との連携強化の推進

2 振り込め詐欺

(1) 認知件数

振り込め詐欺認知件数の推移



	H17	H18	H19	H20	H21	H22
振り込め計	412	330	403	323	125	52
オレオレ	44	50	23	56	32	24
架空請求	107	101	115	85	61	21
融資保証金	261	176	142	102	30	6
還付金等	0	3	123	80	2	1

	H22.10	H23.10
振り込め計	40	62
オレオレ	16	25
架空請求	19	10
融資保証金	5	14
還付金等	0	13

- 平成22年中の振り込め詐欺の認知件数は52件（前年比-73件）
- 平成23年10月末現在の振り込め詐欺の認知件数は62件（前年同期比+22件）

(2) 対策

- 被害者層に応じた広報啓発活動の推進
- 関係事業所等との被害防止ネットワークの活用

犯罪情勢（平成23年10月末）

1 刑法犯

	認知件数	検挙件数	検挙人員	検挙率
平成23年10月	18,477	6,228	2,528	33.7%
平成22年10月	19,789	5,453	2,762	27.6%
増減数(率)	-1,312(-6.6%)	775(+14.2%)	-234(-8.5%)	+6.1P

- 平成23年10月末現在の認知件数は18,477件、前年同期と比べ1,312件、率にして6.6%の減少
- 検挙件数は6,228件で、前年同期と比べ775件、率にして14.2%の増加、検挙率は33.7%で、前年同期と比べ6.1ポイント上昇

2 凶悪犯

	認知件数	検挙件数	検挙人員	検挙率
平成23年10月	66	45	40	68.2%
平成22年10月	47	36	34	76.6%
増減数(率)	+19(+40.4%)	+9(+25.0%)	+6(+17.6%)	-8.4P

※ 凶悪犯：殺人・強盗・放火・強姦（未遂も含む）

- 平成23年10月末現在の認知件数は66件で、前年同期と比べ19件、率にして40.4%の増加
- 検挙件数は45件で、前年同期と比べ9件、率にして25.0%増加、検挙率は68.2%で、前年同期と比べ8.4ポイントの低下

3 振り込め詐欺

	認知件数	被害金額
平成23年10月	62	約6,290万円
平成22年10月	40	約1,850万円
増減数(率)	+22(+55.0%)	+約4,440万円(+240.0%)

※ 振り込め詐欺：オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺

- 平成23年10月末現在の認知件数は62件で、前年同期と比べ22件、率にして55.0%、被害額は6,290万円で、前年同期と比べ約4,440万円、率にして240.0%の増加

4 組織犯罪の状況

(1) 暴力団犯罪

	検挙人員	
	うち刑法犯	うち特別法犯
平成23年10月	206	82
平成22年10月	204	55
増減数(率)	+2(+1.0%)	+27(49.1%)

- 平成23年10月末現在の検挙人員は206人で、前年同期に比べ2人(1.0%)の増加
- 検挙人員のうち、刑法犯が124人(60.2%)、特別法犯が82人(39.8%)

(2) 薬物犯罪

	検挙人員	
	うち暴力団	
平成23年10月	111	47
平成22年10月	136	62
増減数(率)	-25(-18.4%)	-15(-24.2%)

- 平成23年10月末現在の薬物犯検挙状況は111人で、前年同期に比べ25人、率にして18.4%の減少

5 来日外国人犯罪

	検挙人員	
	うち刑法犯	うち特別法犯
平成23年10月	137	28
平成22年10月	126	39
増減数(率)	+11(+8.7%)	-11(-28.2%)

- 平成23年10月末現在の検挙人員は137人で、前年同期に比べ11人、率にして8.7%の増加
- 検挙人員のうち、刑法犯が109人(79.6%)で、特別法犯が28人(20.4%)

暴力団排除条例に関する県民アンケートの実施結果について

警察本部

1 調査対象等

- 調査対象：県内の自動車運転免許証更新時講習受講者
※ 実施対象者 ～ 1,599人（回答）
- 実施場所：運転免許センター、各警察署
- 調査期間：平成23年9月29日（木）から10月14日（金）までの16日間

2 調査項目及び結果

	質問事項	回答事項	回答数 (人)	比率 (%)	前回との 対比(P)
条 例 の 周 知 状 況	【問1】 本年4月1日に「三重 県暴力団排除条例」が施 行されましたが、あなた は、この条例を知ってい ますか。 (1つのみ回答可)	① 条例が施行されたことを知っており、そ の内容もある程度理解している	641	40%	+34P
		② 条例が施行されたことは知っているが、 その内容は分からない	613	38%	+8P
		③ 条例が施行されたことを知らない	345	22%	-42P
例 の 周 知 状 況	【問2】 あなたは、三重県暴力 団排除条例を何により知 りましたか。 (複数回答可)	① テレビ	848	53%	+32P
		② 新聞、広報紙	503	32%	-15P
		③ ポスター、リーフレット	147	9%	-6P
		④ インターネット（県警ホームページ等）	52	3%	-5P
		⑤ 会議、イベント等	44	3%	-3P
周 知 状 況	【問3】 あなたが知っている三 重県暴力団排除条例の内 容は何ですか。 (複数回答可)	① 「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出 さない」、「暴力団を利用しない」という基 本理念	956	35%	+7P
		② 事業者による暴力団員に対する現金など の提供の禁止	414	15%	-3P
		③ 暴力団員や暴力団関係者を入札に参加さ せないこと	339	12%	-4P
		④ 事業者が、暴力団を利用する見返りに現 金などを提供した場合、名が公表される場 合があること	275	10%	+1P
		⑤ 旅館やホテル等が、暴力団の利益になる ことを知り施設利用させた場合、名が公表 される場合があること	223	8%	+1P
		⑥ 学校等の周辺における暴力団事務所の新 規開設の禁止	207	8%	-4P
		⑦ 不動産業者等が、暴力団事務所に使用さ れることを知り取引をした場合、名が公表 される場合があること	200	7%	+1P
		⑧ 暴力団からの被害や暴力団に加入しない よう、中学校や高校などで教育を行うこと	124	5%	+1P

暴力団に 対する 意識	【問4】 あなたは、暴力団の存在に不安を感じていますか。	① 少し感じる ② 大いに感じる ③ 感じない	786 635 178	49% 40% 11%	± 0P ± 0P ± 0P
	【問5】 あなたは、暴力団にお金を出す人や会社について、どう思いますか。 (1つのみ回答可)	① 決して出すべきではない ② 状況によっては仕方がない場合もある ③ その人や会社の自由だと思う	1301 252 46	81% 16% 3%	+15P -12P -1P
	【問6】 あなたは、最も暴力団の資金源となっているものは何だと思いますか。 (1つのみ回答可)	① 覚醒剤、麻薬などの違法薬物の売買 ② ヤミ金融など違法事業の運営 ③ 飲食店、風俗店などへ「みかじめ料」「用心棒代」などの不当要求 ④ 盗み、強盗、振り込め詐欺などの犯罪 ⑤ 野球賭博などの違法なギャンブル ⑥ 各種事業活動への進出 ⑦ ゆすり、たかり ⑧ 行政機関又は公務員を対象とした違法、不当な行為	741 296 171 103 89 86 75 38	46% 19% 11% 6% 6% 5% 5% 2%	+18P -3P -4P ± 0P -7P +1P ± 0P -4P

交通事故情勢と自転車の交通安全対策について

1 交通事故発生状況（平成23年10月末）

死者数76人（前年比-22人、平成20年対比-11人）

前年に比べ人身事故件数、死者数、負傷者数とも減少

区 分	交通事故 件数	人身事故 件数	死亡事故		負傷者数	物損事故 件数
			件数	死者数		
平成23年10月末	51,305	8,663	70	76	11,554	42,642
平成22年10月末	51,772	9,248	98	98	12,254	42,524
増減数	-476	-585	-28	-22	-700	+118
増減率(%)	-0.9	-6.3	-28.6	-22.4	-5.7	+0.3

■ 交通死亡事故の特徴

- 高齢者(65歳以上)の構成率が高い（全死者数に占める割合）
⇒76人中42人(前年比-14人) 構成率55.3%(全国48.5%)
- 四輪乗車中死者のシートベルト非着用率が高い
⇒32人中16人(前年41人中21人)、構成率50.0%(全国47.4%)
- 飲酒運転の事故が後を絶たない
⇒6件(前年比+1件) 構成率9.5%(全国6.4%)

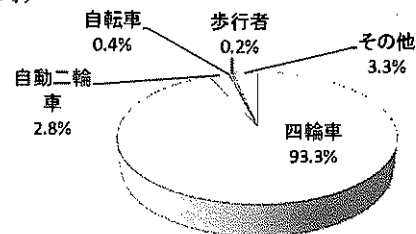
2 自転車の交通事故発生状況（平成23年10月末）

全事故に占める自転車関連の人身事故は減少、死亡事故は増加

三重県	H18	H19	H20	H21	H22	過去5年平均	H23. 10末
人身事故	1,638	1,749	1,590	1,512	1,415	1,581	995
構成率(%)	12.5	13.7	13.4	13.3	12.5	13.1	11.2
うち死亡事故	17	11	16	12	15	14	12
構成率(%)	10.8	9.4	14.7	11.0	12.0	11.5	17.1
死者数	17	11	16	13	16	15	12
構成率(%)	10.2	9.3	14.5	11.6	11.9	11.4	15.8
負傷者数	1,655	1,769	1,580	1,510	1,419	1,587	989
構成率(%)	9.4	10.4	10.1	10.0	9.5	9.9	8.6

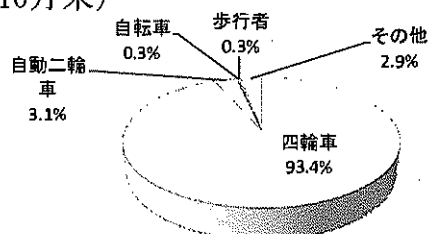
■ 相手当事者別の人身事故発生状況（過去5年間）

- 対四輪車…構成率93.3%（全国83.1%）
- 対自転車…構成率 0.4%（全国 2.5%）
- 対歩行者…構成率 0.2%（全国 1.7%）
- ※ 対自転車・対歩行者との死亡事故はなし



■ 相手当事者別の人身事故発生状況（平成23年10月末）

- 対四輪車…構成率93.4%
- 対自転車…構成率 0.3%
- 対歩行者…構成率 0.3%
- ※ 対自転車・対歩行者との死亡事故はなし



3 自転車の交通安全対策

(1) 自転車通行環境の確立

道路環境の実態調査を踏まえ、自転車・歩行者双方の安全を考慮して整備

◇ 自転車専用通行帯



【津駅西（平成20年11月整備）】



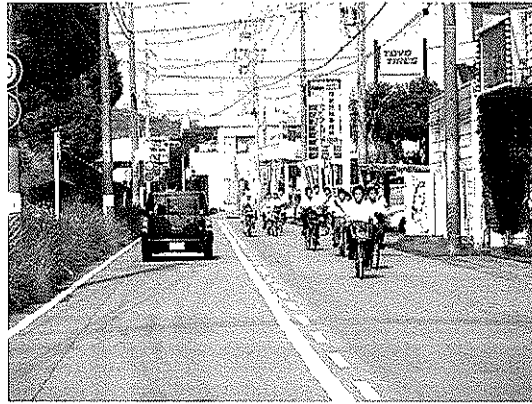
【玉城町（平成20年7月整備）】

◇ 自転車の歩道通行部分の指定



【江戸橋（平成22年3月整備）】

◇ 路側帯拡幅による通行空間の確保



【伊勢市（平成20年6月整備）】

(2) 自転車のルールの周知

○ 交通安全教育・啓発活動

◇ 地域の実情に即した時間帯・場所を重点に^{セーフティバイクルデー}S・Bデー（毎月第1月曜日）を活用した効果的な街頭指導活動

◇ 「交通安全アドバイザー（民間委託）」等による、参加・体験・実践型の安全教育 →平成23年10月末：自転車教室 146回22,797人

◇ 交通安全講習等における自動車運転者に対する教育

◇ 学校・教育委員会と連携した自転車安全教育

○ 交通ボランティア等と連携した街頭活動の強化

◇ 地域交通安全推進委員等交通ボランティアの活性化

◇ 自転車販売店協会等関係団体との連携による広報啓発活動の充実

(3) 自転車に対する交通指導取締りの推進

◇ 悪質・危険な違反を重点とした指導取締りの強化

→平成23年10月末：指導警告3,073件…無灯火1,265件、二人乗り859件、携帯電話505件、信号無視139件、一時不停止66件等